

事務連絡
令和6年9月6日

各（都道府県）
（市町村）
（特別区） 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

5歳児健康診査の事例の周知について

母子保健施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）については、幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、令和5年度補正予算にて新たに5歳児健診に係る支援事業を創設し、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和5年12月28日付こ成母第375号こども家庭庁成育局長通知）により実施要綱を定めました。

また、「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ&Aについて」（令和6年6月12日一部改正こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）において、今後2～3年を目処に、対象となる幼児全てに5歳児健診を実施する体制を構築していただくことを前提に、当面の間は、本事業において事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することも差し支えないとお示したところです。

今般、5歳児健診の推進を図るため、別添のとおり、本事業を活用している自治体の事例について作成しました。各市町村（特別区を含む。）においては、内容についてご了知いただき、5歳児健診を実施するための地域の実情に応じた体制整備にご活用いただくとともに、必要に応じて、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

また、都道府県における母子保健事業の体制整備のために、母子保健衛生費国庫補助金の「母子保健対策強化事業」を実施しております。「5歳児健康診査の

実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」(令和6年3月29日こども家庭庁成育局保育政策課長・保育政策課認可外保育施設担当室長・成育基盤企画課長・母子保健課長、支援局障害児支援課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・特別支援教育課長・健康教育・食育課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長・障害福祉課長、保険局医療課長連名通知)において、各都道府県においては、地域の実状を踏まえ、広域的な調整を行うことが望ましいとされていることも踏まえていただき、こうした事業をご活用いただき、5歳児健診の実施体制の整備に係る広域的な調整等をよろしくお願いします。

なお、より詳細な各市町村における5歳児健診の実施状況については、令和6年度こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(研究代表者：永光 信一郎)において、5歳児健診ナビポータルを作成中であり、今後も国において継続的に横展開を実施する予定であるため、念のため申し添えます。

【照会先】

こども家庭庁成育局母子保健課 高橋 駿

電話：03-6862-0413

E-mail： boshihoken.kakari@cfa.go.jp